

【地方税法等の改正により各事項が変更されることがあります】

令和7年度 市民税・都民税 申告の説明書

【市民税・都民税申告書の様式変更について】

『地方公共団体情報システムの標準化に関する法律』が令和3年9月1日に施行され、住民の利便性向上や、行政運営の効率化の観点から、地方公共団体が使用する情報システムや帳票等について全国統一的な取り扱いとすることが定められました。このことに伴い、令和7年度より市民税・都民税申告書の様式が変更になりました。

【申告対象期間：令和6年1月1日～12月31日】

※令和7年1月2日以降市外に転出されても、申告先及び課税は国分寺市になります。

ア. 申告をしなければならない方

「イ. 申告の義務がない方」に該当していない方で、次の①～④に該当する方

- ① 令和7年1月1日現在、国分寺市に居住し、令和6年中に収入があった方
- ② 令和7年1月1日現在、国分寺市外に居住し、国分寺市内に事務所・事業所・居住用家屋を持っている方
※事務所・事業所とは、医師、弁護士、事業主などが住宅以外に設ける事務所、店舗などが該当します。
※居住用家屋とは、単身赴任等により常時は配偶者・子を住ませ時々帰宅する関係にある住宅、別宅等が該当します。
- ③ 給与所得または公的年金等の所得の他に所得があった方
※給与所得または公的年金等の所得以外の所得が20万円以下の方は確定申告の必要はありませんが、市民税・都民税の申告は必要です。
- ④ 給与所得または公的年金等の所得のみで、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更や追加がある方

イ. 申告の義務がない方

- ① 所得税の確定申告をされる方
- ② 給与収入のみの方で、勤務先より国分寺市に給与支払報告書の提出があった方
- ③ 公的年金等の収入のみの方で、公的年金等支給元より公的年金等の支払報告書の提出があった方
※源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）の支給を受けている方は、確定申告の義務がある場合があります。
- ④ 国分寺市内に居住の親族に扶養されている方

ウ. 令和6年中に収入がなかった方

令和6年中の収入が非課税収入（遺族年金・障害年金・失業給付金など）のみの方、または収入のなかった方は「ア. 申告をしなければならない方」には該当しませんが、課税・非課税証明書等の発行や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定、各種手当等の受給判定に必要なため申告書を提出してください。申告書裏面最下段の「17前年中に収入がなかった方」に記入してください。

申告方法について

申告受付会場に、記入済の「令和7年度市民税・都民税申告書」と下の表の必要書類をお持ちいただき、申告してください。郵送での申告も可能です。郵送で申告される方で、必要書類等の返送を希望される場合は、書類返送用の封筒（返送先の郵便番号・住所・氏名など記入済のもの）と切手を同封してください。

※令和6年10月より郵便料金が増額となりましたのでご注意ください。

必要書類		
	本人確認書類	個人番号カード又は、個人番号が確認できる書類や免許証、保険証等（郵送の場合は写し）
所得	給与所得・公的年金等所得	令和6年分源泉徴収票の原本
	それ以外の所得	収入金額と必要経費の分かる書類
所得控除 税額控除	社会保険料控除	国民年金保険料・国民年金基金掛金については控除証明書原本等。国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、その他社会保険料の領収書等の原本
	小規模企業共済等掛金控除	領収書・控除証明書等の原本
	生命保険料控除	令和6年分控除証明書の原本
	地震保険料控除	
	勤労学生控除	学生証等（郵送の場合は写し）
	障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書、成年被後見人の登記事項証明書、被爆者手帳と厚生労働大臣の認定書等（郵送の場合は写し）
	雑損控除	被害を受けた資産・取得時期・取得価格が分かるもの、災害関連支出に関する領収書、保険会社から受けた保険金等の内容が分かるもの、り災証明書等
	医療費控除 ※セルフメディケーション税制については4ページを参照してください。	令和6年中に支払った医療費に関する医療費控除の明細書。4ページを参考に明細書を作成してください。
寄附金税額控除	寄附金の受領証等	

【提出先】※郵送の際は、8ページの「提出先・問い合わせ先」をご利用ください。

〒185-8501 東京都国分寺市泉町二丁目2番18号 国分寺市 総務部 課税課 住民税係

※来庁で提出される場合、令和7年2月17日～3月17日は1階多目的スペースへお越しください。

令和7年1月に市役所は泉町へ移転しました。来庁の際はご注意ください。

1 収入金額等・2 所得金額

・・・前年分の収入・所得について申告してください。（令和7年度の場合、令和6年1月1日～12月31日の収入・所得）

種類	申告書記入欄	内容	記入する金額
事業	ア①	営業等：商工業や自由業等の自営業による所得	収入金額－必要経費－専従者控除額 ※説明書8ページの計算書・申告書裏面7も記入してください。
	イ②	農業：農産物の生産等による所得	
不動産	ウ③	地代や家賃、土地家屋の権利金等の所得	収入金額
利子	エ④	公社債や預貯金の利子等（源泉分離課税分を除く）	収入金額
配当	オ⑤	株式や出資の配当等 （分離課税での申告及び申告を要しない特定配当等を除く）	収入金額－株式等の元本取得のために要した負債の利子 ※申告書裏面8も記入してください。
給与	カ⑥	給料、賃金、賞与等	給与収入金額・給与所得金額（表1・表3参照） 特定支出控除がある場合はお問い合わせください。 ※申告書裏面15も記入してください。
雑	キ⑦	公的年金等：公的年金等（遺族年金や障害年金を除く）	公的年金等の所得金額（表2参照） ※申告書裏面15も記入してください。
	ク⑧	業務：副業のうち営利を目的とした継続的なもの	収入金額－必要経費 ※説明書8ページの計算書・申告書裏面9も記入してください。
	ケ⑨	その他：他の所得にあてはまらないもの（個人年金等）	収入金額－必要経費 ※申告書裏面9も記入してください。
総合譲渡 （短期・長期）	コサ⑩	総合譲渡：資産の譲渡による所得（分離課税分を除く） 資産の所有期間又は保有期間が5年以下の場合短期、5年を超える場合長期に該当	一時所得：（収入金額－必要経費－特別控除）×1/2 特別控除額：（収入金額－必要経費）と50万円とのいずれか少ない額 ※申告書裏面10も記入してください。 ※譲渡所得がある場合の算出方法はお問い合わせください。
	シ⑪	一時：生命保険の満期一時金や懸賞当選品等	

★収入金額：収入する権利の確定した金額のこと。売掛金や未収家賃等も含まれます。

★必要経費：収入を得るために必要な経費のこと。仕入原価・販売費・雇人給料・減価償却費等。生活費等家事上の経費は含まれません。

★専従者控除額：事業専従者に支払った給与等のこと。★所得金額：収入金額から必要経費等（専従者控除額を含む）を差し引いたもの。

★総所得金額等：申告分離課税の所得（特別控除前）を含み、繰越控除後の金額

★合計所得金額：申告分離課税の所得（特別控除前）を含み、繰越控除前の金額

★公的年金のうち遺族・障害年金、雇用保険の失業給付金、生活保護法による保護金などの非課税所得は申告書裏面最下段の17のみにご記入ください。

表1 給与収入の所得の求め方

給与収入総額（A）	給与所得控除後の金額
550,999円以下	0円
551,000～1,618,999円	(A)－550,000円
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000～1,799,999円	((A)÷4)×2.4+100,000円
1,800,000～3,599,999円	((A)÷4)×2.8－80,000円
3,600,000～6,599,999円	((A)÷4)×3.2－440,000円
6,600,000～8,499,999円	(A)×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	(A)－1,950,000円

※(A)÷4の部分は千円未満の端数を切り捨てます。

※660万円未満の場合は、給与所得は上記と一部異なります。所得税法別表第5を参照してください。

表2 公的年金等収入の所得の求め方

年齢区分	公的年金等の収入 金額の合計額（A）	公的年金等の所得金額 （1円未満の端数は切り捨て）
65歳未満の方 （昭和35年1月2日 以後に生まれた方）	1,299,999円以下	(A)－600,000円
	1,300,000～4,099,999円	(A)×0.75－275,000円
	4,100,000～7,699,999円	(A)×0.85－685,000円
	7,700,000～9,999,999円	(A)×0.95－1,455,000円
	10,000,000円以上	(A)－1,955,000円
65歳以上の方 （昭和35年1月1日 以前に生まれた方）	3,299,999円以下	(A)－1,100,000円
	3,300,000～4,099,999円	(A)×0.75－275,000円
	4,100,000～7,699,999円	(A)×0.85－685,000円
	7,700,000～9,999,999円	(A)×0.95－1,455,000円
	10,000,000円以上	(A)－1,955,000円

※上記以外の所得の合計金額が1,000万円超の場合は計算が異なります。該当される方はお問い合わせください。

表3 所得金額調整控除

<p>①子ども・特別障害者等を有する方の所得金額調整控除</p> <p>その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、（1）のイ～ハのいずれかに該当する場合に（2）の所得金額調整控除額を給与所得から控除する</p> <p>（1）イ 納税者本人が特別障害に該当する ロ 23歳未満の扶養親族を有する方（自身では扶養控除の適用を受けない場合でも適用可能） ハ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する方</p> <p>（2）{給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）－850万円}×10%（1円未満切り上げ）</p>
<p>②給与所得と年金所得の双方を有する方の所得金額調整控除</p> <p>（1）に該当する場合に（2）の所得金額調整控除額を給与所得から控除する</p> <p>（1）その年の給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額がある納税者で、給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える方</p> <p>（2）{給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）}＋{公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度）}－10万円</p>

3 所得から差し引かれる金額に関する事項・4 所得から差し引かれる金額

・・・前年分の控除について申告してください。

令和7年度の場合、⑭～⑯については令和6年12月31日の現況

※配偶者や扶養親族が令和6年中に死亡した場合は、その死亡時の現況によって判定します。

種類	申告書記入欄	内容	記入する金額
社会保険料 控除	⑬	あなたが支払った国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金などの保険料・料、掛金がある場合	支払った保険料等の額 ■生計を一にする配偶者その他親族が受け取る年金から天引きされている国民健康保険料（税）や後期高齢者医療保険、介護保険料は、あなたの控除の対象になりません。なお、国民健康保険料（税）や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。
小規模企業 共済等掛金 控除	⑭	あなたが支払った小規模企業共済掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金がある場合	支払った掛金の額

生命保険料控除	⑮	生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料がある場合 (保険金・共済金等の受取人のすべてをあなた又は配偶者その他の親族とするものに限る)	<p>① 平成23年12月31日以前に締結した保険契約に係る控除額 <旧契約> ※小数点以下切上げ</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">A 年間の支払い保険料等の合計(円)</th><th>控除額(円)</th></tr> <tr><td>15,000以下</td><td></td><td>A</td></tr> <tr><td>15,001 ~ 40,000</td><td></td><td>A×1/2+7,500</td></tr> <tr><td>40,001 ~ 70,000</td><td></td><td>A×1/4+17,500</td></tr> <tr><td>70,001以上</td><td></td><td>35,000</td></tr> </table> <p>■一般・個人年金の両方があるときはそれぞれ計算した金額の合計額【控除限度額は70,000円】</p> <p>② 平成24年1月1日以降に締結した保険契約に係る控除額 <新契約> ※小数点以下切上げ</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">B 年間の支払い保険料等の合計(円)</th><th>控除額(円)</th></tr> <tr><td>12,000以下</td><td></td><td>B</td></tr> <tr><td>12,001 ~ 32,000</td><td></td><td>B×1/2+6,000</td></tr> <tr><td>32,001 ~ 56,000</td><td></td><td>B×1/4+14,000</td></tr> <tr><td>56,001以上</td><td></td><td>28,000</td></tr> </table> <p>■一般・個人年金・介護保険があるときはそれぞれ計算した金額の合計額【控除限度額は70,000円】</p> <p>③ 一般の生命保険・個人年金について、新・旧両方の保険契約の控除がある場合 (1)新契約分のみで申告、(2)旧契約分のみで申告、(3)新旧契約分両方で申告の3通りいずれかを選んで申告できます。(3)の新旧契約分両方で申告する場合は、上記①・②それぞれの計算式で求めた合計額が控除されます。【(1)(3)の場合各控除の限度額は28,000円】【合計限度額は70,000円】</p>	A 年間の支払い保険料等の合計(円)		控除額(円)	15,000以下		A	15,001 ~ 40,000		A×1/2+7,500	40,001 ~ 70,000		A×1/4+17,500	70,001以上		35,000	B 年間の支払い保険料等の合計(円)		控除額(円)	12,000以下		B	12,001 ~ 32,000		B×1/2+6,000	32,001 ~ 56,000		B×1/4+14,000	56,001以上		28,000
A 年間の支払い保険料等の合計(円)		控除額(円)																															
15,000以下		A																															
15,001 ~ 40,000		A×1/2+7,500																															
40,001 ~ 70,000		A×1/4+17,500																															
70,001以上		35,000																															
B 年間の支払い保険料等の合計(円)		控除額(円)																															
12,000以下		B																															
12,001 ~ 32,000		B×1/2+6,000																															
32,001 ~ 56,000		B×1/4+14,000																															
56,001以上		28,000																															
地震保険料控除	⑯	あなたが支払った地震保険料又は旧長期損害保険料がある場合 (あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有している家屋・家財に係るものに限る)	<p>地震保険料と旧長期損害保険料をそれぞれ次のとおり計算した額</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>C 年間の支払い保険料等の合計(円)</th><th>控除額(円)</th></tr> <tr><td>① 地震保険料</td><td>50,000以下 50,001以上</td><td>C×1/2 25,000</td></tr> <tr><td>② 旧長期損害料</td><td>5,000以下 5,001 ~ 15,000 15,001以上</td><td>C C×1/2+2,500 10,000</td></tr> </table> <p>③ ①と②の両方 ①および②で求めた金額の合計【控除限度額は25,000円】</p> <p>■一つの保険契約等が、上の表の①、②のいずれにも該当する場合には、いずれか一方の契約のみ該当するものとして計算。</p>	区分	C 年間の支払い保険料等の合計(円)	控除額(円)	① 地震保険料	50,000以下 50,001以上	C×1/2 25,000	② 旧長期損害料	5,000以下 5,001 ~ 15,000 15,001以上	C C×1/2+2,500 10,000																					
区分	C 年間の支払い保険料等の合計(円)	控除額(円)																															
① 地震保険料	50,000以下 50,001以上	C×1/2 25,000																															
② 旧長期損害料	5,000以下 5,001 ~ 15,000 15,001以上	C C×1/2+2,500 10,000																															
寡婦・ひとり親控除	⑰⑱	あなたが、寡婦(ひとり親に該当せず、夫と死別・離婚後再婚していない又は夫が生死不明)もしくはひとり親(婚姻をしていない又は配偶者が生死不明で生計を一にする子を有する)で、一定の要件を満たす方	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>該当理由</th><th>合計所得</th><th>扶養親族等の有無</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>寡婦</td><td>離婚</td><td>500万円以下</td><td>子以外の扶養親族</td><td>26万円</td></tr> <tr><td>ひとり親</td><td>死別・生死不明</td><td>以下</td><td>有無を問わない</td><td>30万円</td></tr> <tr><td></td><td>死別・離婚・生死不明・ひとり親</td><td></td><td>同一生計の子</td><td>30万円</td></tr> </table> <p>■同一生計の子・前年分の総所得金額等が48万円以下で他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族でない方。</p>	区分	該当理由	合計所得	扶養親族等の有無	控除額	寡婦	離婚	500万円以下	子以外の扶養親族	26万円	ひとり親	死別・生死不明	以下	有無を問わない	30万円		死別・離婚・生死不明・ひとり親		同一生計の子	30万円										
区分	該当理由	合計所得	扶養親族等の有無	控除額																													
寡婦	離婚	500万円以下	子以外の扶養親族	26万円																													
ひとり親	死別・生死不明	以下	有無を問わない	30万円																													
	死別・離婚・生死不明・ひとり親		同一生計の子	30万円																													
勤労学生控除	⑲	あなたが大学、高校などの学生で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、前年分の合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下である場合	26万円																														
障害者控除	⑳	あなたや控除対象配偶者や扶養親族が、障害者又は特別障害者である場合 ※扶養控除の対象とならない、16歳未満の扶養親族についても障害者控除は適用できます。	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>要件</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>障害者</td><td>精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳をもっている方など、精神や身体に障害がある方</td><td>1人につき 26万円</td></tr> <tr><td>特別障害者</td><td>精神障害者保健福祉手帳1級の方、身体障害者手帳1・2級の方など、障害者のうち特に重度の障害のある方</td><td>1人につき 30万円 (同席特別障害者の場合 53万円)</td></tr> </table> <p>■介護認定を受けている方、成年被後見人、原子爆弾被爆者の方で厚生労働大臣の認定を受けている方の障害者控除対象者認定については課税課までお問い合わせください。 ■同居特別障害者：特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族で、あなたやあなたと生計を一にする親族のどなたかと同居を常としている方。</p>	区分	要件	控除額	障害者	精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳をもっている方など、精神や身体に障害がある方	1人につき 26万円	特別障害者	精神障害者保健福祉手帳1級の方、身体障害者手帳1・2級の方など、障害者のうち特に重度の障害のある方	1人につき 30万円 (同席特別障害者の場合 53万円)																					
区分	要件	控除額																															
障害者	精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳をもっている方など、精神や身体に障害がある方	1人につき 26万円																															
特別障害者	精神障害者保健福祉手帳1級の方、身体障害者手帳1・2級の方など、障害者のうち特に重度の障害のある方	1人につき 30万円 (同席特別障害者の場合 53万円)																															
配偶者控除	㉑	あなたの前年分の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(前年分の合計所得金額が48万円以下)を扶養している場合	<table border="1"> <tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="3">あなたの合計所得金額(円)</th></tr> <tr><th>区分</th><th>生年月日</th><th>～ 9,000,000</th><th>9,000,001 ~ 9,500,000</th><th>9,500,001 ~ 10,000,000</th></tr> <tr><td>一般控除対象配偶者</td><td>S 30. 1. 2以降</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr><td>老人控除対象配偶者</td><td>S 30. 1. 1以前</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr> </table>	区分		あなたの合計所得金額(円)			区分	生年月日	～ 9,000,000	9,000,001 ~ 9,500,000	9,500,001 ~ 10,000,000	一般控除対象配偶者	S 30. 1. 2以降	33万円	22万円	11万円	老人控除対象配偶者	S 30. 1. 1以前	38万円	26万円	13万円										
区分		あなたの合計所得金額(円)																															
区分	生年月日	～ 9,000,000	9,000,001 ~ 9,500,000	9,500,001 ~ 10,000,000																													
一般控除対象配偶者	S 30. 1. 2以降	33万円	22万円	11万円																													
老人控除対象配偶者	S 30. 1. 1以前	38万円	26万円	13万円																													
配偶者特別控除	㉒	あなたの前年分の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の前年分の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合	表4参照																														
扶養控除	㉓	あなたと生計を一にする親族で前年分の合計所得金額が48万円以下の方を扶養している場合 ※16歳未満【H21.1.2以降に生まれた方】の扶養控除の適用はありません。	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>生年月日</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>一般扶養親族</td><td>H18. 1. 2 ~ H21. 1. 1 (16歳以上19歳未満) S30. 1. 2 ~ H14. 1. 1 (23歳以上70歳未満)</td><td>33万円</td></tr> <tr><td>特定扶養親族</td><td>H14. 1. 2 ~ H18. 1. 1 (19歳以上23歳未満)</td><td>45万円</td></tr> <tr><td>老人扶養親族</td><td>同居老親等 同居老親等以外</td><td>45万円 38万円</td></tr> </table> <p>※同居老親等：老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方</p>	区分	生年月日	控除額	一般扶養親族	H18. 1. 2 ~ H21. 1. 1 (16歳以上19歳未満) S30. 1. 2 ~ H14. 1. 1 (23歳以上70歳未満)	33万円	特定扶養親族	H14. 1. 2 ~ H18. 1. 1 (19歳以上23歳未満)	45万円	老人扶養親族	同居老親等 同居老親等以外	45万円 38万円																		
区分	生年月日	控除額																															
一般扶養親族	H18. 1. 2 ~ H21. 1. 1 (16歳以上19歳未満) S30. 1. 2 ~ H14. 1. 1 (23歳以上70歳未満)	33万円																															
特定扶養親族	H14. 1. 2 ~ H18. 1. 1 (19歳以上23歳未満)	45万円																															
老人扶養親族	同居老親等 同居老親等以外	45万円 38万円																															
基礎控除	㉔	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合	<table border="1"> <tr><th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> <tr><td>2400万円以下</td><td>43万円</td></tr> <tr><td>2400万円超～2450万円以下</td><td>29万円</td></tr> <tr><td>2450万円超～2500万円以下</td><td>15万円</td></tr> </table>	合計所得金額	控除額	2400万円以下	43万円	2400万円超～2450万円以下	29万円	2450万円超～2500万円以下	15万円																						
合計所得金額	控除額																																
2400万円以下	43万円																																
2400万円超～2450万円以下	29万円																																
2450万円超～2500万円以下	15万円																																
雑損控除	㉕	災害や盗難、横領によって、住宅や家財などに損害を受けた場合	<p>次の①、②のいずれか多い額</p> <p>① (損失額－保険等の補填額)－(総所得金額等×1/10)</p> <p>② 災害関連支出の金額－5万円</p>																														
医療費控除	㉖	あなたが支払った医療費が一定の金額以上ある場合	<p>(支払医療費－高額療養費等や保険等の補填額)－(10万円又は総所得金額等の5%(小数点以下切捨て)のいずれか少ない額) 【控除限度額は200万円】</p> <p>※セルフメディケーション税制の場合 (支払ったスイッチOTC医薬品の購入費－保険金などで補填される金額)－1万2千円 【控除限度額は8万8千円】</p>																														

★税額控除の対象となる寄附金税額控除がある場合は、申告書裏面14に記入してください。

表4 配偶者特別控除額

※合計所得金額が1,000万円超の方は対象外です。

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	～9,000,000円	9,000,001～9,500,000円	9,500,001～10,000,000円
480,001 ~ 1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001 ~ 1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001 ~ 1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001 ~ 1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001 ~ 1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001 ~ 1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001 ~ 1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001 ~ 1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
1,330,001円以上	対象外	対象外	対象外

税額の計算方法(分離課税を除く)

※所得金額の算出方法や申告分離課税の計算方法等の詳細は市ホームページ(ページ番号1022090)をご覧ください。

課税標準額	所得金額	－	所得控除	×	税率 市民税6% 都民税4%	－	税額控除等	+	均等割額 市民税3,000円 都民税1,000円	+	森林環境税 1,000円	=	合計年税額
-------	------	---	------	---	----------------------	---	-------	---	--------------------------------	---	-----------------	---	-------

※課税標準額は1,000円未満切り捨て
※100円未満切り捨て

申告書に添付する計算書

事業（営業等・農業）・雑（業務）所得、不動産所得がある方は、以下の計算書を記入し、市民税・都民税申告書と合わせて提出してください。

事業（営業等・農業）・雑（業務）所得計算書

収支の明細（ 年 月～ 月）		金額
事業内容・場所		
項目		金額
収入金額	売上金額	円
	雑収入	
	A 小計	
必要経費	仕入	
	旅費・交通費	
	通信・運搬費	
	水道・光熱費	
	備品・消耗品費	
	損害保険料	
	事務所の借料等	
B 小計		
C 専従者控除額		
所得金額 (A-B-C)		

不動産所得計算書

収支の明細（ 年 月～ 月）		金額
事業内容・場所		
項目		金額
収入金額	家賃収入	円
	地代収入	
	権利金・更新料	
A 小計		
必要経費	固定資産税等	
	損害保険料	
	修繕費	
	借入金 土地分	
	利子 その他	
	減価償却費	
B 小計		
C 専従者控除額		
所得金額 (A-B-C)		

《 切り取り線 》

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択制度の廃止

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について、令和6年度から所得税と住民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなりました。

そのため、これらの所得を所得税の確定申告で申告した場合には、住民税においても合計所得金額や総所得金額等に算入されることとなります。

これにより、国民健康保険税や後期高齢者医療保険、介護保険などの住民税の各種所得を基に算定される各種行政サービスにも影響が出る場合があります。

また、所得税の確定申告において課税方式（総合課税・分離課税・申告不要）を選択した場合、その後の修正申告や更正の請求においてその選択を変更することはできませんのでご注意ください。

提出先・問い合わせ先

郵送等により書類を提出する場合には、点線部分で切り離し、封筒に貼るなどしてご利用ください。

※令和6年10月より郵便料金が増額となりましたのでご注意ください。

〒185-8501

東京都国分寺市泉町二丁目2番18号

国分寺市 総務部 課税課 住民税係 行

☎ (042) 325-0111 内線1805/1806/1807/1808

ホームページ <https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/>

【以下の事項につきましてはお問い合わせください】

- 税額控除（寄附金税額控除や住宅ローン控除等）
- 土地建物等の譲渡による譲渡所得
- 株式等の譲渡所得等の申告分離課税の対象となる収入・所得

確定申告(所得税)に関するお問い合わせ先・送付先

〒190-8565 立川市緑町4番地の2 立川地方合同庁舎内
立川税務署 ☎ 042-523-1181(代表)

※確定申告書は、国税庁のホームページ「確定申告等作成コーナー」でも作成できます。

e-Tax(電子申告)もご利用ください。

※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。 <https://www.nta.go.jp/>